

## 財産債務調書における財産の価額の算定方法

### 1. はじめに

「内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律」の改正により、平成27年分以降の確定申告書を提出すべき個人で①その年分の総所得金額及び山林所得金額の合計額が2千万円を超え、かつ、②その年の12月31日において、その価額の合計額が3億円以上の財産又はその価額の合計額が1億円以上の国外転出時課税の対象財産(ごく簡単にいうと有価証券等)を有する者は、その財産の種類、数量及び価額並びに債務の金額その他必要な事項を記載した「財産債務調書」を提出すべきことが定められました。①かつ②の提出基準を満たす者は、高所得者かつ相当の資産家ですが、①の要件については、所得税法に従い一義的に計算できる一方、②の要件については、有する財産の価額をどう計算して判断すればよいのか、という問題があります。また、同調書には、財産の種類、数量、価額を記載することになっていて、その記載に当たり、各財産の価額を具体的に確定する必要がありますが、同法の政令と省令により、財産の価額はその年の12月31日の「時価」又は(時価に準ずる)「見積価額」とされています。

今回は、この「時価」又は「見積価額」の具体的な算定方法について、国税庁の同法に係る法令解釈通達(以下「通達」)に沿って整理します。

### 2. 財産の価額の意義等

まず、通達の6の2-8は、要旨「財産の価額は、時価又は見積価額によるが、時価とは、その年の12月31日における財産の現況に応じ、不特定多数の当事者間で自由な取引が行われる場合に通常成立すると認められる価額をいい、その価額は、専門家による鑑定評価額、金融商品取引所等の公表する同日の最終価格(同日の最終価格がない場合には、同日前の同日に最も近い日の最終価格)などをいう。また、見積価額とは、その年の12月31日における財産の現況に応じ、その財産の取得価額や売買実例価額などを基に、合理的な方法により算定した価額をいう。」と定めています。

これにより、例えば、上場株式については最終取引日の市場の引け値を時価として評価するということが確認できますが、見積価額については、事業所得等に係る棚卸資産と減価償却資産の場合に、その所得税法上の評価額又は減価償却後の価額とする旨が省令に定

められているものの、その他の資産(例えば、非上場株式や自宅の不動産等)については具体的な算定方法が示されておらず、何をもって「合理的な方法」といえるのかが判然としません。そこで、通達6の2-9が見積価額の具体的な算定法を例示しています。

### 3. 見積価額の算定方法の例示

通達6の2-9は、見積価額について、財産の種類別に「例えば、次に掲げる方法により算定することができる」として評価法を例示しています。紙幅の関係からここではすべてを説明することはできませんが、該当例が多いと思われる財産について説明します。

#### (1) 土地(2の専門家鑑定評価額によらない場合)

イ その年に課された固定資産税の計算の基となる固定資産税評価額。

ロ その財産の取得価額を基にその取得後における価額の変動を合理的な方法によって見積もって算出した価額。  
ハ その年の翌年1月1日から財産債務調書の提出期限までにその財産を譲渡した場合における譲渡価額。

#### (2) 建物(同上)

イ (1)イ、ロ又はハに掲げる価額。

ロ 居住用の自宅である場合には、その財産の取得価額から、その年の12月31日における経過年数に応ずる償却費の額を控除した金額。

#### (3) 非上場の株式

イ その年の12月31日における売買実例価額(その日における売買実例価額がない場合には、同日に最も近いその年中の売買実例価額)のうち、適正と認められる売買実例価額。

ロ イがない場合には、(1)ハに掲げる価額。

ハ イ及びロがない場合には、当該株式の発行人のその年の12月31日又は同日前の同日に最も近い日において終了した事業年度における決算書等に基づき、その法人の純資産価額(帳簿価額によって計算した金額)に自己の持株割合を乗じて計算するなど合理的に算出した価額。

### 4. 終わりに

通達に基づく「財産債務調書の提出制度(FAQ)」も国税庁から公表されており、そのQ22に、財産債務調書に記載する財産の価額は、財産評価基本通達で定める方法により評価した価額でもよい旨の回答があります。これは、同通達による評価額(見積価額ではなく)時価として認める趣旨と解されます。